

第5回 国会と立法権（4）

5. 国政調査権の性質と限界

- ・ 国政調査権は、議院の付託・委任により、調査特別委員会または常任委員会によって行使される（参議院には、調査会がある）。刑罰を担保して証人喚問を行うこともできる。
- ・ 国政調査権は、独立の権能であるのか、それとも、憲法上、国会・議院に与えられた権能を行使するために認められた補助的権能なのかについては、争いがある（日商岩井事件東京地裁判決（東京地判昭和55年7月24日判時982号3頁）参照）。後者であるとすれば、国政調査権には一定の範囲と限界がある。
- ・ 司法権を侵害するような調査（現に係属中の裁判事件について裁判官の訴訟指揮・裁判手続を対象に行う調査や、もっぱら裁判内容の当否を判断するための調査など）や、檢察権を侵害するような調査（起訴・不起訴に関する檢察権の行使に政治的圧力を加える目的の調査、起訴内容に直接関連する事項や公訴の内容を対象とする調査、捜査の続行に重大な障害をきたすような方法の調査など）は許されない。
- ・ 一般の行政権は国政調査の対象となるが、法律により守秘義務が課されている公務員の「職務上の秘密」に関わる事項の調査については、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律5条による。
- ・ 基本的人権を侵害するような調査は許されない。例えば、思想や信仰の露見を求める質問に対しては、承認は証言を拒絶することができる。また、黙秘権の保障は、国政調査の領域においても妥当する。

□ 造船疑獄

造船業や海運業の振興のための法律の制定をめぐって贈収賄があったとして捜査がなされ、当時の与党であった自由党の衆議院議員などが逮捕された。1954（昭和29）年4月、検察庁は同党幹事長（衆議院議員）を逮捕する方針を固めたが、防衛庁設置法や自衛隊法などの重要法案の審議であることを理由に、法務大臣が検事総長に対して検察庁法14条による指揮権を発動し、逮捕を延期させた（法務大臣は、当初は指揮権発動を拒んでいたが、更迭を示唆され、やむなく発動し、その翌日に辞職した）。衆議院決算委員会は、検事総長や東京地検検事正などを喚問したが、多くの論点について職務上の秘密を理由に証言が拒否された。この証言拒否につき、委員会は不服とし、（後任の）法務大臣に承認を求めたが、多くの論点について大臣から公判維持に支障を来すなどの説明がなされ、承認が拒否された。委員会はこの説明を受諾しなかったため、内閣に説明を求め、内閣は、大臣による説明と同趣旨の説明を發した。なお、幹事長は国会閉会後も逮捕されず、収賄罪では起訴されなかった（政治資金規正法違反で在宅起訴されたが、1956（昭和31）年12月に恩赦され、免訴となった）。

□ 浦和充子事件

夫が生業を顧みないので前途を悲観して無理心中を図り、子どもを殺害したものの自分のみ生き残った母親に対して、浦和地方裁判所（現さいたま地方裁判所）が、1948（昭和23）年4月7日、懲役3年執行猶予3年の判決を下した。

この判決に関して、検察及び裁判の運営等に関する調査を行っていた参議院法務委員会は、1949（昭和24）年5月、元被告人や担当検察官を証人として喚問するなどしたうえで、事実認定が不適切であり量刑も軽きに失し不当である旨の調査報告書をまとめた。これに対して、最高裁判所は、参議院法務委員会の措置が司法権の独立を侵害し、憲法上国会に許された国政調査権の範囲を逸脱すると批判した一方、法務委員会は、国権の最高機関性に基づき行使される国政調査権は司法権に対しても監督権を有すると解すべきと反論した。

6. 議員特権

- ・ 議員は、法律の定めるところにより、国庫から相当額の歳費を受ける（49条）。
- ・ 議員は国会の会期中は逮捕されず、また、会期前に逮捕された議員は、所属する議院の要求があれば、会期中は釈放される（50条）。この不逮捕特権の目的を、時の政府からの議員の身体的自由を保障することとみるか、議院の正常な活動を保障することとみるかで、争いがある。期限付許諾の可否については消極説が有力である（造船疑獄有田二郎逮捕許諾決議事件東京地裁決定（東京地決昭和29年3月6日判時22号3頁））。
- ・ 議院内で行った演説、討論または表決は、院外で法的責任を問われない（51条）。なお、議院が職務と無関係に違法・不当な目的をもって事実を摘示したり、敢えて虚偽の事実を摘示して、個別の国民の名誉や信頼を毀損したという特別な事情がある場合には、国家賠償責任が生じる余地がある（病院長自殺国家賠償請求事件最高裁判決（最判平成9年9月9日民集51巻8号3850頁））。

【宿題】衆議院小選挙区比例代表並立制違憲訴訟最高裁判決（II-152）及び参議院非拘束名簿式比例代表制違憲訴訟最高裁判決（II-154）の事実の概要及び判旨を読んでおく。余力があれば、解説についても目を通しておく。

Quiz

- Q5-1 国政調査権の行使に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付しなさい。
- ア. 国政調査権は、各議院を構成する個々の国会議員についても認められている権能であるので、個々の国会議員も行使することができる。
 - イ. 内閣は、各議院から国政調査権に基づき報告又は記録の提出を求められた場合には、国家の重大な利益に悪影響を及ぼすときであっても拒むことができない。
 - ウ. 各議院は、国政調査権の行使として、公務員のみならず私人に対しても、証人として出頭して証言することを求めることができる。
- Q5-2 国会議員の地位と権能に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付しなさい。
- ア. 憲法第50条は、両議院の議員は「法律の定める場合を除いては」国会の会期中逮捕されないと定めており、それを受けて、国会法は、議員が国会の会期中に逮捕され得る場合として、院外における現行犯の場合とその院の許諾のある場合を挙げている。
 - イ. 憲法第51条は、国会議員が「議院で行った演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない」と定めているので、議員が所属する政党が、議員の院内での表決などを理由に除名処分を行うことは憲法上許されないが、政党の除名処分が司法審査の対象とならないため、実際にはそうした憲法第51条違反の除名処分に法的統制が及ばないことになっている。
 - ウ. 最高裁判所は、議員が院内での質疑等によって個人の名誉を低下させる発言をしたとしても、国会議員がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したものと認め得るような特別な事情がある場合に限り、国家賠償法第1条第1項にいう違法な行為があったとして国の損害賠償責任が認められると判示した。